

「子供の人権について～児童虐待について～」

○虐待を受けていると思われる子どもを見かけたら

子どもが被害者となる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

児童虐待は、子どもたちの成長を妨げ、こころの病気の原因となる深刻な問題です。児童虐待は子どもたちのこころを傷つけるだけでなく、命に関わる問題でもあるため、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、すべての人に通告する義務が定められています。（児童虐待防止法第6条）。

○児童虐待を早期に発見し、子どもたちを守りましょう

学校生活や子どもたちの日常生活にふれる中で、たとえば、次のようなことに気づいたときには、児童相談所や福祉事務所へ連絡または相談するようにしてください。

- ・体に説明のつかない傷があるなど、暴力行為を受けていることが疑われる。
- ・わいせつな行為がなされていることが疑われる。
- ・日常的に食事が十分にとれていない、身なりが不衛生等、放置されていることが疑われる。
- ・極端な拒否、脅しなどを日常的に受けていることが疑われる。



○通告をためらわないでください

虐待ではないかと思っても、保護者との関係が悪化することへの懸念や、虐待の確証が得られない、個人のプライバシーに関わることであるといった理由から通告をためらう場合があるかもしれません。しかし、虐待の確証が得られない場合であっても、その疑いがある場合には、通告を行うことが義務付けられています。なお、児童虐待の通告については守秘義務違反を問われることはありません。

○児童虐待は子どもの人権を著しく侵害します

児童福祉法および児童虐待防止法の改正によって、通報対象が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」にまで拡大されました。

虐待を受けていると思われる子どもを見かけたら、すぐに通報をお願いします。

相談窓口 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」

児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」へかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。相談に関する秘密は守られます。

参考：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

【お問合せ】 教育委員会 社会教育人権政策係 電話88-8416

新盆見舞金の廃止にご協力をお願いします。

中央公民館

～ 新盆・法事は簡素に行いましょう。～

公民館生活改善推進本部では、佐久地域生活改善申し合せ事項に基づき、新盆の見舞金廃止について、次のとおりご協力をお願いしています。

- 1 新盆の見舞金は包まない。
- 2 お見舞いに来られた方には記帳していただき謝意を表す。
お返しや接待などは行わない。（ただし、近親者は別）

※「新盆の見舞金をご辞退します」の貼り紙は中央公民館に用意しておりますので、必要な方は、お手数でも中央公民館へお申し付けください。

【お問合せ】 立科町公民館（教育委員会 社会教育人権政策係） 電話88-8417 有線4000